

入広瀬自然活用センター 指定管理者募集要項

令和7年8月

魚沼市産業経済部農政課

入広瀬自然活用センター指定管理者 募集要項

入広瀬自然活用センター（以下「センター」という）の指定管理者を下記のとおり募集します。

1 施設の設置目的

(1) 設置目的

- ・雇用の創出や地域経済活性化のため、飲食店の営業及び山菜等の特産物を販売する施設として設置。

(2) 指定管理者に期待する役割

- ・施設の有効利用及び魚沼市内の資源を活用した地域振興

2 対象施設の概要

(1) 名 称 入広瀬自然活用センター

(2) 所在地 魚沼市大白川 5 1 番地

(3) 建物概要

- ① 開 設 昭和 6 3 年
- ② 構 造 鉄骨 2 階
- ③ 延床面積 142.89 m²
- ⑤ 施設内容 売店、食堂、展示コーナー、トイレ

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとします。
詳細は、別に定める仕様書に従い実施するものとします。

(1) 建物設備管理業務

(2) その他市長が必要と認める業務

4 施設の管理運営に係る基本的事項

施設の開館時間及び休館日等については、条例に示されていないことから、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て設定するものとします。

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。

ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理者の事業収支に関する事項

(1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理者は、利用料金による収入及び市が支払う委託料をもって、業務を行なうものとします。市は指定管理者に対して毎年度予算の定めるところにより、委託料を支払うことができるものとします。ただし令和 8 年度指定管理料上限額は年 8 5 万円です。詳しくは「指定管理料上限額算定表」を参照ください。

(3) 指定管理者が自らの提案により実施する事業に伴う収入は、指定管理者の収入とします。なお、自主事業を行なう場合は市と協議を行なうものとします。

7 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができますが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものとします。

8 国県への届出手続き等

新規に参入する事業者につきましては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食品営業許可申請及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく防火管理者の手続きを行う必要があります。

9 関係法令等の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、次の関連する法令等を遵守するものとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 魚沼市近代化施設条例（平成 16 年魚沼市条例第 127 号）
- (3) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年魚沼市条例第 52 号）
- (4) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成 16 年魚沼市規則第 52 号）
- (5) 魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年魚沼条例第 33 号）
- (6) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほかその他の労働関係法
- (7) その他関係法令

10 個人情報の管理

指定管理者は、魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正に個人情報を管理しなければなりません。

1.1 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の理由のために利用してはなりません。指定の期間が終了したときも同様とします。

1.2 事業報告書を把握するために必要な事項

指定管理者は、魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、毎年度事業報告書を提出しなければなりません。

1.3 モニタリングの実施

魚沼市は、モニタリングを随時実施することができるものとします。実施にあたって、指定管理者は、魚沼市の要請に基づき協力しなければならないものとします。

1.4 応募に関する事項

(1) 質問の受付

回答に時間を要する場合がありますので、原則として文書（任意様式）又は電子メールによりお願いします。

1.5 協定に関する事項

(1) 市議会の議決を得て指定管理者を指定した後、協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ・ 指定期間に関する事項
- ・ 利用許可に関する事項
- ・ 事業計画書に記載された事項
- ・ 管理運営の収入に関する事項
- ・ 管理業務を行うにあたり個人情報の保護に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項

- ・ 緊急時の取扱いに関する事項
- ・ その他、市が必要と認める事項

(3) リスク分担の基本方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は次のとおり（次項）です。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に関する基本的考え方

種類	リスクの内容	負担区分	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（魚沼市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	事業内容等の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
	急激な物価上昇	協議事項	
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が 1 件あたり 10 万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
備品購入	購入に係る費用が 1 件当たり 100 万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	
	上記以外の場合	協議事項	
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（ただし、指定管理経費を減額する場合がある）	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等第三者に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
災害時対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、暴動その他の魚沼市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、待機体制の確保、被害調査・報告、応急処置等	協議事項	
	災害復旧	○	
	施設利用者の被災に対する責任	協議事項	
施設の保守・保険等	施設の火災保険加入、土地借上料	○	
	上記以外の維持管理費		○

【この要項に関する問い合わせ及び書類の提出先】

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

魚沼市役所 産業経済部 農政課

TEL : 025-793-7647 FAX : 025-793-1016

e-mail : nousei@city.uonuma.lg.jp

※ 受付時間 魚沼市役所開庁日の平日の 8 時 30 分～17 時 15 分